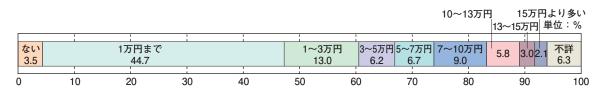
## ■図表22 就労知的障害者の給料(在宅)



資料:厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(平成17年)

#### ■図表23 精神障害者の定期収入の内容(外来)

	合計		
		統合失調症	統合失調症以外
給料	21.8	13. 8	26. 3
作業所等の工賃	3. 7	5. 3	2. 3
自営業手伝い	4. 7	4. 8	4. 3
親兄弟の援助	12. 2	15. 4	9. 0
家賃等の収入	1.8	1.6	1.9
障害年金	25. 7	41. 2	12. 6
障害年金以外の年金	11.2	5. 9	14. 5
公的手当	2. 1	2. 0	2. 1
生活保護	13. 0	15. 0	10.8
その他	7. 3	4. 9	8.8
わからない	2. 5	3. 2	1.8
なし	18. 1	17. 8	17. 2

資料:厚生労働省「精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査」(平成15年)

## 【3】障害者基本計画、重点施策実施5か年計画

#### 1 障害者基本計画

「障害者基本法」第11条は、国に、障害のある人のための施策に関する 基本的な計画を策定することを義務づけている。

現行の同基本計画は、平成14年12月に閣議決定され、15年度から24年度までの10年間を計画期間としている。「ノーマライゼーション」や「リハビリテーション」といった「新長期計画」の理念を継承するとともに、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の下に、障害のある人が、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下にあらゆる活動に参加・参画できる社会の実現を目指し、計画期間中に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めている。

## ■図表24 障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画

# 障害者基本法(昭和45年法律第84号)

第9条※ 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない**。

(※平成23年の改正により、現在は第11条。)

# 障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)

【計画期間:平成15~24年度】

この障害者基本計画においては、新長期計画における「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成15 (2003) 年度から24 (2012) 年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めるものである。

#### IV 推進体制等

1 重点施策実施計画

重点的に取り組むべき課題について、基本計画に基づく諸施策の着 実な推進を図るため、**具体的な目標及びその達成期間を定めた重点施 策実施計画を策定し実施**する。

# 重点施策実施5か年計画(「後期5か年計画」)(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)

【計画期間:平成20~24年度】

障害者基本計画の後期5年間における諸施策の着実な推進を図るため、 平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について、120の施策 項目並びに57の数値目標及びその達成期間等を定める。

#### (参考)旧重点施策実施5か年計画

(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)

【 計画期間:平成15~19年度】

資料:内閣府

## 2 重点施策実施5か年計画

また、同基本計画の「IV推進体制等」において、「基本計画に基づく諸施策の着実な推進を図るため、具体的な目標及びその達成期間を定めた重点施策実施計画を策定し実施する」こととされており、これを踏まえ、前期及び後期の「重点施策実施5か年計画」が決定されている。

同基本計画の後期に当たる平成20年度から24年度までを計画期間とする「後期5か年計画」は、19年に障害当事者、関係団体、学識経験者等延べ120の団体・個人からの意見聴取や「中央障害者施策推進協議会」の審議等を経て、同年12月に決定された。

この後期5か年計画は、自立と共生の理念の下に、「共生社会」の実現に真に寄与するようにするため、

- ①地域での自立生活を基本に、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害の障害の特性に応じ、障害者のライフサイクルの全段階を通じた切れ目のない総合的な利用者本位の支援を行うこと
- ②障害者の地域における自立や社会参加に係る障壁を除くための誰もが 快適で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備 や、IT(情報通信技術)の活用等による障害者への情報提供の充実 等を図ること
- ③「障害者自立支援法」の抜本的な見直しの検討とその結果を踏まえた計画の必要な見直しを行うこと
- ④障害者権利条約の可能な限り早期の締結を目指しての必要な国内法令 の整備を図ること

の4点に重点を置いて施策展開を図ることとしており、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について、120の施策項目並びに新規42項目を含む57の数値目標及びその達成期間等を定めている。後期5か年計画の進ちょく状況は、おおむね毎年度、「中央障害者施策推進協議会」に報告がなされている。

# 【4】地方障害者計画等

平成16年6月の「障害者基本法」の改正により、これまで努力義務であった都道府県及び市町村における障害者計画の策定が、都道府県については16年の改正法の公布の日から、市町村については19年4月から義務化された。

# (1) 地方障害者計画の位置づけ等

地方障害者計画は、「障害者基本法に基づく障害者のための施策に関す